

社会教育と表現の自由（9条俳句公民館便り不掲載事件）

【文献種別】 判決／さいたま地方裁判所

【裁判年月日】 平成29年10月13日

【事件番号】 平成27年（ワ）第1378号

【事件名】 九条俳句不掲載損害賠償等請求事件（9条俳句公民館便り不掲載事件）

【裁判結果】 請求一部容認、一部棄却

【参照法令】 国家賠償法1条1項、社会教育法9条の31項・12条・23条1項2号、教育基本法16条1項、地方自治法234条、憲法14条・19条・21条・26条

【掲載誌】 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25547455

事実の概要**1 事件の経緯**

梅雨空に「九条守れ」の女性デモ

上記の俳句（以下「本件俳句」）は、本件原告がかたばみ三橋俳句会（以下「本件句会」）において詠み、本件句会により秀句として選出された作品である。三橋公民館は、公民館だより（以下「本件たより」）を定期的に発行しており、この本件たよりに本件句会が提供する秀句を連続して掲載してきたが、本件俳句については不掲載となった。

この判断に対して原告が説明を求めたため、三橋公民館は原告に対し、2度にわたる書面回答を出し、不掲載の理由を説明した。最初に「書面1」でその理由が示されたが、この「書面1」は根拠として誤りまたは不適切であったとして撤回され、これに代わって「書面2（『公民館だよりへの俳句不掲載について』の訂正について）」が示された。この「書面2」では、不掲載の新たな理由として、「公民館だよりは、公民館の事業や地域の活動を広報することを目的とし、公共施設である公民館が責任を持って編集・発行している刊行物でありますので、公平中立の立場であるべきとの観点から、掲載することは好ましくないと判断したものです。」との説明が示された。

2 原告の請求

以上の経緯から、原告は被告（さいたま市）に対し、本件俳句の本件たよりへの掲載と、これにより原告が受けた精神的苦痛について、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料の支払いを求めた。

判決の要旨

本判決の骨子は、(1)「掲載請求権の有無」の問題と(2)「期待権侵害の有無」の問題の2つの線に大別できる。

(1) (ア)原告は、本件合意に基づく俳句の掲載請求権を有していない。その理由として、本件句会の選出した秀句を本件たよりに掲載するという、本件句会と三橋公民館の間の合意の内容は、本件俳句を本件たよりに掲載することについて訴求力ある権利を発生させる性質のものではない。また、三橋公民館の職員には、本件句会との間で、本件句会ないしその会員に本件たよりへの俳句掲載請求権を発生させる合意をする権限があったとはいえない。（本件句会と三橋公民館が、本件合意をするにあたり地方自治法234条の適用を受けるかどうかについては、本件合意が上記の請求権を発生させるものでなかった以上「判断するまでもなく」結論が導かれている。）

(イ)公民館が本件俳句を掲載しなかったことが原告の「学習権」および「表現の自由」を侵害し、国家賠償法上違法である、との主張も採用できない。

以上から、原告の掲載請求権に基づく本件俳句掲載の請求およびここから発生する国家賠償請求はすべて棄却。

(2) 三橋公民館が本件俳句を本件たよりに掲載しなかったことは、原告の期待権に基づく人格的利益を侵害し、国家賠償法上、違法である。

(ア)原告は本件俳句の掲載を期待する権利を有する。「三橋公民館は……本件句会が提出した

秀句を……継続して本件たよりに掲載してきたのであるから、原告が……本件俳句も、本件たよりに掲載されると期待するのは当然」であって、「原告の上記期待は、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、法的保護に値する人格的利益である」から、これに対して公務員である本件職員らが、「著作者である原告の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いをした場合、同取扱いは、国家賠償法上違法となる」¹⁾。

(イ) そしてこの「不公正な取扱いをした場合」に当たるかどうかについては、「正当な理由があったということはできず、(本件職員ら)は、原告が、憲法9条は集団的自衛権の行使を許容するものと解釈すべきではないという思想や信条を有しているものと認識し、これを理由として不公正な取扱いをした」と認められる。これによって、「法律上保護される利益である……原告の期待が侵害された」²⁾。

判例の解説

社会教育における「表現の自由」と「政治的中立」

一 本件の背景

この裁判では、事件当時の社会背景が大きな意味を持っている。裁判所は、当時の憲法9条をめぐる閣議決定といわゆる安保法案をめぐる動きがあった社会背景を本件にとって意味のあるものと認めている³⁾。これに加えて、この時期から、地方自治体による公共施設の貸し出し拒否や後援拒否などが相次いで起きていた。憲法、原子力発電所、TPPや介護、税と社会保障、「沖縄」(米軍基地問題)など、国民の間で議論が分かれているテーマを取り上げた講演会や展示会などについて、各地の自治体が「政治的中立を保つ」として内容の変更を求めたり、後援の申請を断ったりするケースが増加していた⁴⁾。

本件俳句の不掲載は、こうした一連の流れの中で起きた出来事だった。ただし法的には、公民館そのものの貸し出しの問題と公民館が発行する「たより」への掲載の問題とは切り分けて考えるべきか、連続したものととらえるべきかについて見解が分かれる(後述)。本判決は切り分ける考え方をとっている。

二 掲載請求権の不存在と本件合意の法的性質

裁判所の判断の前半は、原告は本件俳句の掲載請求権を有していない、というものだが、これはたとえば、ある雑誌の編集者として決定権のある者が、ある作家の作品を連載の形で一定期間継続して掲載することを合意したような場合には作家の側に掲載請求権があるといえるが、本件のような場合はこれには当たらない、という趣旨である。ここで原告および原告の俳句を秀句とした本件句会は、本件合意をそのような合意だと受け止めていた、という事情は、後述の「期待権」を認めるべき事情の中で斟酌されている。

三 期待権に基づく人格的利益の侵害

1 人格的利益と期待権

本判決でもっとも意義のある部分は、期待権を根拠に原告の人格的利益の存在を認め、三橋公民館が行った取扱いを、この侵害として「違法」と認めたことである。ここで裁判所は「人格権」という言い方はせずに「人格的利益」と言っているが、これは「期待権」といった法的根拠の確認を待って認められるもの、という意味合いで期待権から生じる利益という論じ方がされているのだろう。人格権は、経済的利益と異なり、「主として生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシーなどの人格的属性を対象としその自由な発展のために、第三者による侵害に対し保護されなければならない諸利益の総体」⁵⁾と理解され、明文にはないが憲法13条によって認められ、私法上の不法行為等の規定に読み込まれるべき「権利」として確立されていることについて、判例・学説の一致を見ている。本件でいわれる「人格的利益」も、これと方向を同じくするものである。

先に請求権の枠組みにおいて斥けられた内容——連続掲載されてきた経緯、学習権、表現の自由——は、この期待権の枠組みのほうで拾い直されている。

2 「正当な理由」の不存在

このように期待権に基づく人格的利益が認められるとなると、本件俳句は原則として掲載されるべきことになるので、これを掲載しなかった公民館の判断に正当な理由はあるかが問われることになる。判決の要旨2の(イ)にあるとおり、これを裁判所は否定した。

四 社会教育と政治的中立性

1 社会教育と公民館

公民館とは、市町村または公民館の設置を目的とする一般社団法人・一般財団法人が設置する施設である（社会教育法 21 条）。公民館の事業には、定期講座の開設、討論会、講習会、講演会などが含まれる（社会教育法 22 条）。この 22 条に印刷発行物の発行は明示されていないが、上記の事業には告知や活動報告や成果発表などを告知する広報物の発行は当然の延長として含まれると考えられる。

たとえば通常の大学・大学院における研究や小中高校における教育でも、成果発表としての印刷物発行は、研究や学習の当然の延長として行われるものであり、社会教育においてもこのことは当てはまるはずである。そう考えてみると、本判決のように、公民館の利用と広報誌への掲載とを完全に切り離す思考をとるべきであったかどうかには、疑問の余地もある。公民館の刊行物の編集権限は、民間の出版社と同じ扱いでよいか、という疑問と、公民館の利用そのものが問題となった泉佐野市民会館事件判決⁶⁾以来共有されてきた公共施設の社会的役割論と本件とをまったく遮断してしまってよかったのだろうか、その背後にある趣旨を共有する姿勢はあってもよかったのではないか、という疑問である。

社会教育において公民館が果たす役割については、原告から、憲法上の人権として「大人の学習権」が主張されていた。これは憲法 26 条「教育を受ける権利」が保障する「学習権」を学校就学中の学童に限らず社会教育に参加する大人にも広げる考え方で、公権力による環境醸成義務（社会教育法 3 条 1 項）という社会権的側面と、社会教育活動は公権力の干渉を受けない（社会教育法 12 条）という自由権的側面をあわせて主張された。この部分は掲載請求権の根拠としては認められなかったが、期待権侵害の認定の段で問題を「教育行政」のあり方という視点から考察する中で、その趣旨が斟酌されていると思われる。

2 原告の「表現の自由」と被告の「編集権限」

本判決は公民館の利用と広報誌への成果掲載は別問題として扱っている。このほうがオーソドックスな思考であり判例学習上も有効と思われるため、本稿では公民館の利用そのものに関する判例

よりも直接性の高い参照判例として、生徒会誌への掲載が問題となった平成 16 年の最高裁判決を挙げる⁷⁾。これは工業高校の生徒会誌に寄せた教員の原稿が安保闘争や勤評闘争にかかわる経験への言及を含んでいたため、生徒会誌にはふさわしくないとして学校長が該当部分を切り取らせたことが不法行為に当たるかが争われた事例である。裁判所は一審から最高裁まで一貫してこの不法行為性を認めなかった。これとの比較でいえば、学校教育の場では学校側の裁量が広く認められるのに対して、本判決のような社会教育の場面では、自主性を重んじる社会教育法の思考に基づいて期待権（人格的利益）侵害が認められた、と見ることができる。

他方、公民館の使用については、地方自治法における「公の施設」をめぐる解釈の議論と並行して、表現の自由の問題系からパブリック・フォーラムの議論の対象ともなってきた⁸⁾。今回の媒体についてはこの理論によって掲載請求権を認めることは無理であるにしても、社会教育の公共性と、学習と成果発表の不可分性・連続性の 2 点に着眼する立場からは、この考え方を採り入れる余地はないかと問うことも、本判決を発展的に考察する上で有益ではないかと思われる。

請求権についてはともかく「期待権」と「正当な理由」判断の場面についていえば、公民館の広報媒体については公民館側に編集権限があるにしても、一般のメディアに比べて公共性・受動性の度合いが高いため、これに掲載されることを期待する側の利益が高く斟酌されると考えられる。本判決が「公務員が」そのような取扱いをしたことの違法性を強調して人格的利益への侵害を認めていることの根底に、こうした発想を読み取ることも可能ではないかと筆者自身は考えている。

五 判断プロセスへの詳細な検討

1 「政治的中立性」言説への法思考による切り込み

本判決で注目されるのは、被告の判断の正当性について検討するにあたり、事実認定の中でその判断のプロセスを詳細に検討し、（その結論をとるにあたり）十分な検討がなされたか、また内容面で法的合理性があるかを検討している点である。

たとえば、「本件たよりに掲載できない記事や作品についての判断基準は、三橋公民館が本件併

句を本件たよりに掲載しないこととした平成26年6月当時、作成されておらず、その後も、作成されていない⁹⁾こと、すなわち本件職員らの判断が市民への公正な告知となる判断基準がない中での不掲載であることについて事実確認が行われている。

次に、被告側職員が理由としていた「政治的中立性」そのものについて、裁判所は「教育行政の基本は、政治的中立性が確保されることにあり」、「教育基本法16条1項や社会教育法12条等……は、これを当然の前提とするもの」だが、「職員ら……は、本件俳句を本件たよりに掲載することができない理由について、十分な検討を行っていなかった」とそのプロセスを論難し、その内容についても「本件書面1」に示された理由のいずれも「本件たよりに本件俳句を掲載することができるかどうかの判断の根拠となるものでないことが明らか」と断じている。さらに被告が理由としている「政治的中立性」について裁判所は、「これを掲載することが、直ちに三橋公民館の中立性や公平性・公正性を害するということはできない」と、これも「本件書面1」で示された理由について論破した上で、以下の「中立性」理解と考慮すべきであった点を示す。「行政が、中立性や公平性、公正性を確保する目的が、国民の国政に対する信頼を確保することにある」ことから、「本件俳句をたよりに掲載しないことにより、三橋公民館が、憲法9条は、集団的自衛権の行使を許容するものと解釈すべきとの立場に与しているとして……行政に対する信頼を失うことになるという問題が生じるが、……この点について何ら検討していない」。また本件不掲載を決定する過程で職員らから「世論を二分するもの」だから掲載できない、との意見が出されたことについても、(集団的自衛権行使を認める解釈に関する)賛成派・反対派のいずれの立場も、憲法9条を守ること自体については一致しているので、本件俳句の「九条守れ」との文言が世論を二分するものといえるか疑問であり、この点について検討した形跡がないことを指摘している¹⁰⁾。

2 「憲法アレルギー」

最後に本判決の特徴として、前述のような世相への理解から、元教員が多数を占める公民館職員たちの「憲法アレルギー」の心情に踏み込んでい

るところは、刮目すべき箇所だろう。このアレルギーは、前述のように多くの公共場面で見られる問題となっている。本判決が、前述のとおり「掲載しないこと」によって公民館が特定の見解に与することになる可能性」という視点の欠如を指摘することで本件判断プロセスの不備を論難し、その結果、判決の要旨に示したとおり「正当な理由があったということはできず、……不公正な取扱いをした」との結論を導いている点は、施設貸し出しのケースか広報物のケースかという形式的なカテゴリー枠を超えて、多くの公共施設がかかわる社会状況に社会的波及効果を持ちうるのではないか。本件九条俳句訴訟は、法理上の意義としては、公民館の社会教育のあり方に関する初の憲法判断であり、法的な理論射程もこの場面に限定されることになると思われるが、同時に、より広い意味での「教育」における政治的中立性、公共施設利用にかかわる政治的中立性の問題について社会的影響力を持つ判決となることが期待される。

なお、本件は被告側が控訴している(2017年12月現在)。

●—注

- 1) 判決文41頁、43～45頁。
- 2) 判決文45頁。
- 3) 判決文5頁。
- 4) 朝日新聞2016年10月9日付記事など。この状況については、志田陽子「地方自治体と市民の『基礎体力、——『集会の自由』の意味を考える』議会と自治体2017年10月号に2014年2月から2017年5月までの主要新聞報道の概要を一覧表にしたものを掲載。
- 5) 五十嵐清『人格権法概説』(有斐閣、2003年)10頁。
- 6) 最判平7・3・7民集49巻3号687頁。
- 7) 最一小判平16・7・15判時1875号48頁。
- 8) 公民館利用における「集会の自由」と「パブリック・フォーラム」については、中林暁生「パブリック・フォーラム」駒村圭吾＝鈴木秀美編著『表現の自由1 状況へ』(尚学社、2011年)、横大道聡『現代国家における表現の自由——言論市場への国家の積極的関与とその憲法的統制』(弘文堂、2013年)5～6章、塚田哲之「集会・結社の自由」阪口正二郎＝毛利透＝愛敬浩二編『なぜ表現の自由か——理論的視座と現況への問い』(法律文化社、2017年)を参照。
- 9) 判決文28～29頁。
- 10) 判決文42～43頁。